

## 男女共同参画委員会の設置について

- 1) 「男女共同参画」に係る経緯
- 2) 本学の対応
- 3) 「男女共同参画委員会」の設置について
- 4) 「男女共同参画委員会」の概要について

## 男女共同参画委員会の設置について

企画・経営室

### 1) 「男女共同参画」に係る経緯

平成11年6月に男女共同参画社会基本法が制定・施行されたことを受けて、国立大学協会に「男女共同参画に関するワーキンググループ」が設置され、平成12年5月19日に「国立大学における男女共同参画を推進するために（報告書）」がまとめられた。この報告書では、平成22年までに国立大学の女性教員比率を20%まで高める目標を掲げるなど、様々な事項が提言された。また、平成12年8月29日には、各国立大学長あてに、日本学術会議会長名による「女性科学者の環境改善の具体的措置について（要望）」が出された。

このような状況下で、本学においても、平成12年7月開催の部局長会議において、丹保総長から私的諮問機関として「男女共同参画に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、本学の男女共同参画について予備的な検討を行なうことが提案され、了承された。藤本征一郎医学部附属病院長（当時）を座長とする「検討会」は、5回にわたる審議の後、平成13年1月17日開催の評議会に「男女共同参画の推進について（報告）」を提出した。その中で指摘された検討課題は、以下のとおりである。

- 課題1：大学における男女共同参画推進のための姿勢と方針の明確な表明
- 課題2：カリキュラム及び研究におけるジェンダー学 of 拡大充実
- 課題3：大学における女性の雇用及び教育関連の実情把握のための調査資料の整備
- 課題4：女性教員増加のための、教員公募システムの確立とポジティブ・アクションの採用
- 課題5：理工系、その他特に女性の少ない分野への女性の参画の推進
- 課題6：非常勤講師の処遇及び研究環境の改善
- 課題7：研究における男女共同参画の推進、女性研究者の研究環境の改善
- 課題8：不服申立制度の導入
- 課題9：セクシュアル・ハラスメントの防止と問題への対処
- 課題10：育児環境の整備、介護との両立支援について
- 課題11：研究遂行における通称（ないしは旧姓）の使用について
- 課題12：その他

その後も、文部科学事務次官から各国公私立大学長等あてに、「男女共同参画基本計画」についての通知が示され、男女共同参画社会形成に向けての一層の積極的取組を要請された。

### 2) 本学の対応

本学では、このような男女共同参画に関する社会的情勢及び検討会が指摘した検討課題を踏まえ、次のような施策に取り組んできた。

- 平成13年7月25日評議会において、「北海道大学における教員選考についての指針」に「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の精神に則り、教員の男女比に配慮する。」を

加えて改正

- 平成14・15年度の教育・研究支援資金による重点配分事項として、全学教育プロジェクト開発研究「ジェンダー問題関連科目の開発」を採択・実施（検討課題2関係）
- 全学教育にジェンダーに関する授業科目を実施（「文学とジェンダー」「私達の世界：ジェンダーを考える」など）（検討課題2関係）
- セクシュアル・ハラスメントの防止と問題への対処のための規程の整備とセクシュアル・ハラスメント防止等対策室の設置（検討課題9関係）
- 平成17年度に大学構内に認可保育所を開設するための準備（検討課題10関係）
- 旧姓使用を可とする「取扱い」の整備（検討課題11関係）
- 構内街灯の増設やトイレの整備など、教育研究施設における女性を意識した環境整備等  
しかし、検討課題1にあるような、大学として男女共同参画推進のための姿勢と方針を明確に表明して、事業を展開しておらず、組織的な取組が遅れている現状にある。

### 3) 「男女共同参画委員会」の設置について

本学の中期計画に基づく平成16年度年度計画では、男女共同参画に係る事項として、次の計画を掲げている。

- ① 「外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策」の中で、「男女共同参画社会基本法並びに雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の精神に則り、ポジティブ・アクションを含めた総合的な施策を検討するための組織を設置する。」「育児にあたる必要の生じた本学の職員や大学院学生、ポストドクター、外国人研究者等が安心して就労又は就学できるようにするため、平成17年度から保育園「子どもの園」を認可保育園として本学が設置運営することとし、そのために必要な準備を行なう。」
- ② 「事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策」の中で、「事務職員の人事管理に当たっては、各職員の意欲、適性、能力等を勘案しつつ、男女の均等な機会や待遇の実質的な確保に努めるとともに、階層別や専門別研修を実施する。(略)」
- ③ 「学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項」の中で、「ジェンダーに関する研究教育、・・・(中略)・・・を総合的に推進する体制の構築について検討する。」

本計画を全学的見地から推進するに当たり企画・経営室で検討の結果、部局長を中心とする「男女共同参画委員会」を設置することを提案する。なお、事業を専門的見地から具体的に推進するために、同委員会に「企画調査専門委員会」を置き、機動的な活動を目指すこととする。

### 4) 「男女共同参画委員会」の概要について

男女共同参画委員会の設置目的、構成及びその任務については、次のとおりとする。

- 設置目的  
本学における男女共同参画を推進するための具体的な企画立案及びその実施を目的とする。
- 位置付け  
全学的見地からの検討が必要なため、全学委員会として位置付ける。

○ 構成

総長を除く部局長等連絡会議構成員及びその他総長が必要と認めた者とし、委員長は、総長が指名する理事とする。

○ 任務

1. 男女共同参画推進に係る基本理念の策定
2. 男女共同参画に関する具体的な施策の企画立案と実施  
(相談窓口の設置, ポジティブ・アクションの研究等)
3. 男女共同参画の現状分析・評価及びその公表
4. 男女共同参画の推進のために必要な具体的啓発活動  
(広報・啓発活動; シンポジウム・講演会の開催; リーフレット, ポスターの制作等)
5. ジェンダーに関する研究教育を推進する体制の構築

男女共同参画委員会の下に置く「企画調査専門委員会」の構成及び任務は、以下のとおりとする。

○ 構成

1. 委員は、男女共同参画委員会委員長及び役員補佐, 文系, 理系及び医系部局の教員8名, 総務部人事課長, 学務部学生支援課長, その他総長が必要と認める者(学外者, 専門家等を含む。)男女いずれか一方の数は、委員の総数の10分の3未満であってはならない。
2. 委員長は、男女共同参画委員会委員長とする。

○ 任務

1. 男女共同参画委員会の任務のうち, 専門的事項を担当する。

以 上